

事業者の皆さまへのお願い

このたび、札幌市内全域を対象とする「まん延防止等重点措置」の適用が決定されました。対象事業者の皆さまには、大変なご負担をおかけいたしますが、感染拡大防止のため、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う飲食店等への協力支援金について

札幌市内全域の飲食店、カラオケ店、結婚式場

※酒類提供の有無に関わらず、上記の施設（店舗）のうち、従来から午後8時を超えて営業を行っている施設（店舗）が対象となります。

※店舗内で飲食をする施設（「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得している施設）が対象となります。

■対象期間 **6月21日(月)から7月11日(日)まで**

■要請内容（主な支給要件） 特措法第31条の6第1項等に基づく要請

① 営業時間及び酒類提供

営業時間 **午前5時から午後8時まで**

酒類提供 下記の一定要件※を満たした店舗は、**午前11時から午後7時まで**
下記の一定要件※を満たさない店舗は、**酒類提供を行わないこと**

一定要件（※）

同一グループの入店は原則4人以内、アクリル板等設置（座席の間隔の確保）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCONA)又は北海道コロナ通知システムの活用の呼びかけ、滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする、店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（黙食の実践）、業務開始前に検温を行うなど従業員の体調確認を行う。

札幌市内の飲食店等が酒類提供を行うには、原則として下記の北海道のホームページにて電子申請を行っていただく必要があります。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/tetteisengen.htm>

電子申請できない場合には、北海道の事務局にて代行登録を行い、後日、申請内容の写し、宣誓書を郵送いたします。詳細については、北海道「感染防止対策徹底宣言コールセンター」にご確認ください。

011-330-8242 営業時間：9時～17時30分

②飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない

③次頁の感染防止対策を実施するほか、業種別ガイドラインの遵守

- 従業員への検査を推奨する
- 入場者の感染防止のための整理・誘導を行う
- 発熱その他の症状のある者の入場を禁止する
- 手指の消毒設備を設置する
- 事業を行う場所を消毒する
- 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置を周知する
- 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場を禁止する
- 施設の換気を行う
- アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止措置を講じる

支援金の主な支給要件

要請期間の全てにおいて、要請に応じること

※申請の詳細については、後日公表いたします。なお、申請にあたっては、要請に協力いただいたことがわかる書類（写真やHPの写し、北海道の定める対策項目チェックリスト）などをご提出いただくことを予定しています。

支援金の申請について

■受付期間

申請の受付は、要請期間終了後から開始する予定です。

■支援金額

企業規模	支援金額（1店舗1日あたり）
中小企業	3万円から10万円（売上高の4割をもとに計算）
大企業	最大20万円（売上高の減少額の4割をもとに計算）

■申請方法

郵送にて受付予定。詳細は後日、ホームページに掲載するほか、市役所本庁舎1階パンフレットコーナーや各区役所に資料を配布予定です。

【業種別ガイドライン】

内閣官房のページ <https://corona.go.jp/prevention/>



○協力支援金に関するお問い合わせ

■専用ダイヤル

電話番号 **011-330-8396**

受付時間 **8:45から17:15まで**

（7月31日までは土日祝日も対応。8月1日以降は平日のみ）



■ホームページ

【まん延防止等重点措置（6月21日～7月11日）】飲食店等への要請に係る支援金について

https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/manenboshi_0621iko.html